

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

【フォローアップ用 大館市 農業集落排水事業特別会計】

(単位:百万円, %)

年 度		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		(計画前5年度 (決算))	(計画前4年度 (決算))	(計画前3年度 (決算))	(計画前々年度 (決算))	(計画前年度 (決算))	(計画初年度)	(決算)	(計画第2年度 (決算))	(決算)	(計画第3年度 (決算))	(計画第4年度 (見込))	(計画第5年度 (見込))	(見込)	(見込)	
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	95	100	153	136	152	150	176	159	200	198	247	204	209	
		(1) 営 業 収 益 (B)	26	28	44	47	48	48	48	56	56	63	65	72	87	
		ア 料 金 収 入	26	28	44	47	48	48	48	56	56	63	65	72	87	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
		ウ そ の 他			14											
		(2) 営 業 外 収 益	69	72	109	88	104	103	128	103	144	135	182	132	121	
		ア 他 会 計 繰 入 金	68	71	104	86	95	103	98	103	106	135	138	132	121	
	イ そ の 他	1	1	5	2	9		30		38		44				
	2 総 費 用 (D)	92	97	152	142	141	150	157	159	164	198	174	204	209		
	(1) 営 業 費 用	43	45	83	73	71	73	81	73	82	103	84	105	106		
	ア 職 員 給 与 費			9	1											
	ウ ち 退 職 手 当															
	イ そ の 他	43	45	74	72	71	73	81	73	82	103	84	105	106		
	(2) 営 業 外 費 用	49	53	69	69	70	77	76	86	82	96	90	100	102		
ア 支 払 利 息	49	53	69	69	70	77	76	86	82	96	90	100	102			
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息																
イ そ の 他																
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	3	3	1	-6	11	0	19	0	36	0	73	0	0	0		
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	185	189	362	466	950	1,084	1,016	1,348	1,168	810	644	661	296	
		(1) 地 方 債	58	59	111	157	460	489	450	623	571	338	306	281	57	
		(2) 他 会 計 補 助 金	59	60	115	115	74	79	77	79	68	94	52	90	110	
		(3) 他 会 計 借 入 金														
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	59	60	126	181	392	480	464	596	502	339	271	246	90	
		(6) 工 事 負 担 金	10	10	9	10	24	26	25	33	27	17	14	14	3	
	(7) そ の 他	0	0	0	3		10	0	17		23		30	36		
	2 資 本 的 支 出 (G)	184	190	352	435	931	1,013	963	1,267	1,126	708	632	614	256		
	(1) 建 設 改 良 費	131	135	263	330	811	885	836	1,128	970	564	475	469	109		
	ウ ち 職 員 給 与 費	9	10	11	8	16	16	17	16	30	8	17	8	8		
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	53	55	90	104	120	127	127	139	156	144	156	145	147		
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他																
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	1	-1	10	31	19	71	53	81	42	102	12	47	0	40		

(単位:百万円,%)

区 分	年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算)	(計画初年度)	(決算)	(計画第2年度)	(決算)	(計画第3年度)	(決算)	(計画第4年度)	(見込)	(計画第5年度)	(見込)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		4	2	11	25	30	71	72	81	78	102	85	47	0	40	0
積 立 金 (K)		0	0	13	25	31	71	72	81	78	102	84	47		40	
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)		0	1	6	4	3		3		2		2				
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)																
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)		4	3	4	4	2	0	3	0	2	0	3	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)																
実 質 収 支		4	3	4	4											
	黒 字 (P)															
	赤 字 (Q)															
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		65	66	63	55	58	54	62	53	63	58	75	58		59	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)		0	0	0	0	0	0		0		0	0	0		0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)		26	28	44	47	48	48	48	56	56	63	65	72	0	87	0
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
積 立 金 現 在 高		—	—	13	35	59	120	120	184	179	263	241	280		245	
企 業 債 現 在 高		3,187	3,191	3,212	3,265	3,605	3,967	3,928	4,451	4,343	4,645	4,492	4,781	4,545	4,691	4,454
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの		3,187	3,191	3,212	3,265	3,605	3,967	3,928	4,451	4,343	4,645	4,492	4,781	4,545	4,691	4,454
うちその他に係るもの		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(決算)	(計画第2年度)	(決算)	(計画第3年度)	(決算)	(計画第4年度)	(見込)	(計画第5年度)	(見込)
収 益 的 収 支 分		68	71	104	86	91	103	97	103	106	135	138	132		121	
うち基準内繰入金		14	15	22	18	12	11	72	10	78	9	106	9		8	
うち基準外繰入金		54	56	82	68	79	92	25	93	28	126	32	123		113	
うち料金収入に計上すべき繰入等																
うち赤字補てん的なもの																
資 本 的 収 支 分		59	60	115	115	109	79	77	79	68	94	52	90		110	
うち基準内繰入金		20	20	39	39	44	38	38	36	36	27	28	23		22	
うち基準外繰入金		39	40	76	77	65	41	39	43	32	66	24	68		88	
うち赤字補てん的なもの																

【フォローアップ用】

(単位:%)

(3) 経営指標等

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (決算)	平成22年度 (計画第4年度) (見込)	平成23年度 (計画第5年度) (見込)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率 [※]	(%)	20.4	22.0	34.5	36.9	31.3	27.6	45.4	35.4	37.4	45.2	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	65	66	63	55	58	54	53	58	58	59	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	72	71	68	63	63	69	65	68	65	58
	うち基準内繰入金	(%)	15	15	14	13	8	7	6	5	4	4
	うち基準外繰入金	(%)	57	56	54	50	52	61	58	64	60	54
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	32	32	32	25	8	7	6	12	14	37
	うち基準内繰入金	(%)	11	11	11	8	5	4	3	3	3	7
	うち基準外繰入金	(%)	21	21	21	17	7	4	3	8	10	30
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益)×100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価^{※1}／給水原価^{※2}×100

※1 供給単価(円/㎡) = 給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入／汚水処理費×100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・1市2町の合併により、平成20年度に料金の統一改定 ・水洗化普及率を高め、収入増加を図るとともに経費削減等支出を抑え計画的な施設整備を図る。
2 他会計繰入金の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・基準内繰入については、「地方公営企業繰出基準」に基づいて繰入しており、基準外繰入については基準内繰入の上乗せ分として繰入している。今後も一般会計からの繰入は収支均衡のため必要であるが、水洗化(加入)促進と経常経費の節減等により基準外繰入の削減に努める。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15～22年度 大館市十二所北地区及び独鈷中野地区の施設建設。 ・施設建設は、地域(エリア)の加入見込み率を勘案し、事業年度の平準化を図る。 ・資産の売却予定なし。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

【フォローアップ用】

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>平成18年3月策定の大館市職員定員適正化計画において、5年間(平成18年度～22年度)で、行政部門(事務職・技能労務職)の職員数を114名削減する計画となっている。</p> <p>給与等については、平成18年度給料表の見直し(平均4.8%の引き下げ)。平成19年度管理職手当での定額化。地域手当は支給なし。</p> <p>技能労務職(運転技師)は配置していない。</p> <p>退職時特別昇給なし。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等 民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用料収入を見越した事業実施箇所の選定。 ・使用料賦課、徴収事務の水道事業への委託(上下水道事業の一元管理) ・受益者負担金の一括納付報奨金交付率を見直し改定15%→5～1%。(平成20年度) ・水道事業と下水道事業の所管部門の組織統合。(平成23年度予定) ・計画的な修繕・メンテナンスの実施、中継ポンプの清掃等により施設設備の長寿命化を図り、アウトソーシング等によるコスト削減で徹底した維持管理費の圧縮・削減に努める。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

【フォローアップ用】

項 目	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p> <p>○ 使用料・受益者負担金の未収金（滞納対策）取組</p>	<p>・合併による使用料不均一を平成20年度に統一。</p> <p>① ・定期的な料金改定。（5年ごと） ・基準外繰入については基準内繰入の上乗せ分として繰入している。今後も一般会計からの繰入は収支均衡のため必要であるが、水洗化（加入）促進と経常経費の節減等により基準外繰入の削減に努める。</p> <p>③ ・市では平成19年10月に「特別滞納対策室」を市税及び税外収入の徴収強化を目的に設置したところである。下水道事業で、自家水利用者以外は上水道・簡易水道を利用しているため、滞納者への給水停止処分を行い、水道事業と合わせた徴収を実施することにより収納率の向上を図っている。</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>○ 行政評価の導入</p>	<p>・平成18年度（平成17年度決算分）から広報紙に決算状況等の内容及び事業について掲載している。</p> <p>・市の企画振興課が平成16年度より試行している。評価については、内部評価としており、外部評価は行っていない。ただし、市民アンケート（大館市世論調査）を実施し、満足度・重要度の点数を成果指標として活用しているため、外部評価に近いレベルとなっている。行革大綱実施設計については、別に「行革マネジメントシート」を項目毎に作成し、評価を実施している。</p>
<p>5 その他</p>	

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

【フォローアップ用】

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年3月策定の大館市職員定員適正化計画において、5年間（平成18年度～22年度）で、行政部門（事務職・技能労務職）の職員数を114名削減する計画となっている。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<ul style="list-style-type: none"> 合併に伴う使用料の不均一を平成20年度に統一し、料金の適正化を図る。また、定期的（5年）に料金改定を行う。 市では平成19年10月に「特別滞納対策室」を市税及び税外収入の徴収強化を目的に設置したところである。下水道事業で、自家水利用者以外は上水道・簡易水道を利用しているため、滞納者への給水停止処分を行い、水道事業と合わせた徴収を実施することにより収納率の向上を図っている。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<ul style="list-style-type: none"> 基準外繰入については基準内繰入の上乗せ分として繰入している。今後も一般会計からの繰入は収支均衡のため必要であるが、水洗化（加入）促進と経常経費の節減等により基準外繰入の削減に努める。
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

- 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
- 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
- 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
- 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
- 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
- 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
- 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
- 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
- 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
- 必要に応じて行を追加して記入すること。

